

温泉利用許可 審査表（常設の施設）

施設名			
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> その他()		
申請件数	浴用： 件、 飲用： 件、 合計： 件 ※本件を除く既許可件数（浴用： 件、 飲用： 件、 合計： 件）		
利用場所における泉温	℃	温泉湧出地	
供給方法	<input type="checkbox"/> 送（引）湯管路等 <input type="checkbox"/> 自然湧出 <input type="checkbox"/> タンクローリー等 → 追加審査が必要 <input type="checkbox"/> その他()		
加水	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
加温	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
循環装置	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
ろ過器	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
入浴剤の添加	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（名称： ）		
温泉水の消毒	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（方法： ）		
特定成分の除去 （鉄やマンガン等）	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容： ）		
治療行為 としての利用	<input type="checkbox"/> 有 { 医療機関の名称： 所在地： }		<input type="checkbox"/> 無
特記事項			

温泉法第2条の規定に基づく温泉の適合性及び硫黄泉の該当性

施設名及び利用用途：

温泉：以下の温度又は物質を有する（19物質のうち1物質以上、基準を上回る含有量がある）もの
 硫黄泉：総硫黄(S)を1kg中2mg以上含有する温泉

1 温泉源から採取されるとき温度

基準	温度	判定（適/否）
温泉及び療養泉いずれも 25℃以上		

2 物質

No.	物質名	基準含有量(1kg中)	含有量(1kg)	判定（適/否）
1	溶存物質 (ガス性のものを除く。)	総量 1,000mg 以上	mg	
2	遊離炭酸 (CO ₂) (遊離二酸化炭素)	250mg 以上	mg	
3	リチウムイオン (Li ⁺)	1mg 以上	mg	
4	ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	10mg 以上	mg	
5	バリウムイオン (Ba ²⁺)	5mg 以上	mg	
6	フェロ又はフェリイオン (Fe ²⁺ , Fe ³⁺) (総鉄イオン)	10mg 以上	mg	
7	第一マンガンイオン (Mn ²⁺) (マンガン (II) イオン)	10mg 以上	mg	
8	水素イオン (H ⁺)	1mg 以上	mg	
9	臭素イオン (Br ⁻) (臭化物イオン)	5mg 以上	mg	
10	碘素イオン (I ⁻) (ヨウ化物イオン)	1mg 以上	mg	
11	フッ素イオン (F ⁻) (フッ化物イオン)	2mg 以上	mg	
12	ヒドロヒ酸イオン (HA ₅ O ₄ ²⁻) (ヒ酸水素イオン)	1.3mg 以上	mg	
13	メタ亜ヒ酸 (HA ₅ O ₂)	1mg 以上	mg	
14	総硫黄 (S) (HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に 対応するもの)	温泉：1mg 以上 硫黄泉：2mg 以上	mg	温泉 硫黄泉
15	メタほう酸 (HBO ₂)	5mg 以上	mg	
16	メタけい酸 (H ₂ SiO ₃)	50mg 以上	mg	
17	重炭酸ソーダ (NaHCO ₃) (炭酸水素ナトリウム)	340mg 以上	mg	
18	ラドン (Rn)	20 以上 (百億分の1キュリー単位)		
19	ラジウム塩 (Ra として)	1億分の1mg 以上	mg	
参考	泉質			

3 硫黄泉 (No. 14 総硫黄 (S) の含有量により判定)

非該当 (追加審査なし) 該当 (硫黄泉の利用にかかる追加審査が必要)

温泉利用許可 形式審査表

施設名及び利用用途：

項目	審査内容	該当条文	適否
申請書			
1	温泉利用許可申請書に記載漏れはないか。	規則 7	
2	許可の単位は適切か。	要領 2-3	
次の書類が添付されているか。			
3	申請者が法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面	規則 7-2-3	
4	温泉成分分析書の写し 注：原則、利用施設におけるものとするが、湧出口と利用施設の成分に差異がないと認められる場合は、湧出口における成分分析書で代えることができる。この場合、湧出口と利用施設の成分に差異がないことを証する書類が添付されていること。 また、特定成分（鉄やマンガン等）をあらかじめ人為的な加工行為により除去した場合、除去後の分析結果とすること。	細則 2(1)	
5	温泉利用施設の各階平面図（縮尺を記載し、給排水経路を明示したもの。）	細則 2(2)	
6	申請者が法人の場合、最新の情報が確認できる登記事項証明書（写しでも可）	要領 2-2-(1)-オ	
7	温泉利用施設の所在地を明示した付近見取図	要領 2-2-(1)-カ	
8	温泉の湧出地から利用施設までの配管経路図（配管の口径及び材質の他、貯湯槽、中継槽、ガスセパレーター等を設置する場合は、それらの位置、仕様、構造図を明示したもの。）、又は温泉の湧出地から利用施設までの運搬経路図	要領 2-2-(1)-キ	
9	温泉利用施設の配管経路及び付帯設備（浴槽、飲用設備、加水、加温、循環ろ過装置等）の位置、仕様、構造図を明示した書類	要領 2-2-(1)-ク	
10	タンクローリー又はポリ容器等を使用し、温泉を供給する場合、その構造が確認できる書類	要領 2-2-(1)-ケ	
飲用許可の申請の場合 次の書類が添付されているか。			
11	温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類（検査成績書）の写し	規則 7-2-1 要領 2-2-(1)-コ-ア(7)	
12	施設の管理方法を明示した書類	要領 2-2-(1)-コ-イ(4)	
硫黄泉を利用する場合 必要に応じ次の書類が添付されているか。 (温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン（2017（平成 29）年 9 月）【環境省】参照)			
13	測定場所及び測定条件を明記した浴室内の硫化水素濃度を示す書類	要領 2-2-(1)-サ-ア(7)	
14	温泉利用施設の換気孔等の場所等を明示した立図面	要領 2-2-(1)-サ-イ(4)	
15	源泉から浴槽までの配管経路、ガス抜き孔の位置、ばっ気装置等の位置、仕様、構造図を明示した書類	要領 2-2-(1)-サ-ウ(5)	
16	施設の周辺の地形や風等により硫化水素が滞留又は積雪等により換気孔等が埋没する恐れがある場合にはその対処方法を明示した書類	要領 2-2-(1)-サ-エ(5)	
17	浴室内の硫化水素濃度測定計画書	要領 2-2-(1)-サ-オ(4)	
18	事故発生時の対処方針等を明示した書類	要領 2-2-(1)-サ-カ(4)	
特記事項			

規則：温泉法施行規則、 細則：広島市温泉法施行細則、 要領：広島市温泉事務処理要領

注：平成 14 年 3 月 29 日付け環自総第 148 号自然環境局長通知

飲用利用許可 利用内容審査表【「温泉利用基準（飲用基準）※1」に基づくもの】

施設名及び利用用途：

項目	審査内容	該当条文	適否等																						
			書類確認	現地確認																					
飲用許容量等	<p>ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀、遊離炭酸の分析は鉱泉分析法指針（平成26年改訂）により行われていること。</p>	3-1																							
	<p>大人（16歳以上の者）が湯治のために温泉を飲用に供しようとする場合における飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>温泉水に含有する成分</th> <th>飲用の総量(ml) (1日につき)</th> <th>成分の総摂取量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひ素</td> <td>0.1/A×1000</td> <td>0.1mg</td> </tr> <tr> <td>銅</td> <td>2.0/A×1000</td> <td>2mg</td> </tr> <tr> <td>ふっ素（フッ化物イオン）</td> <td>1.6/A×1000</td> <td>1.6mg</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.2/A×1000</td> <td>0.2mg</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>0.002/A×1000</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>遊離炭酸</td> <td>—</td> <td>1000mg(1回につき)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：Aは、当該温泉の1kg中に含まれる成分の重量(mg単位)の数値</p>	温泉水に含有する成分	飲用の総量(ml) (1日につき)	成分の総摂取量	ひ素	0.1/A×1000	0.1mg	銅	2.0/A×1000	2mg	ふっ素（フッ化物イオン）	1.6/A×1000	1.6mg	鉛	0.2/A×1000	0.2mg	水銀	0.002/A×1000	0.002mg	遊離炭酸	—	1000mg(1回につき)	2-2-(1)		
	温泉水に含有する成分	飲用の総量(ml) (1日につき)	成分の総摂取量																						
	ひ素	0.1/A×1000	0.1mg																						
	銅	2.0/A×1000	2mg																						
	ふっ素（フッ化物イオン）	1.6/A×1000	1.6mg																						
鉛	0.2/A×1000	0.2mg																							
水銀	0.002/A×1000	0.002mg																							
遊離炭酸	—	1000mg(1回につき)																							
<p>15歳以下の者については、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。</p>	2-2-(2)																								
<p>飲用場所に飲用許容量その他必要となる飲用上の注意を掲示すること。また、複数の成分により飲用許容量が制限される場合、最少量の飲用許容量を掲示すること。とくに、炭酸ガスを含む温泉については、大量の炭酸の飲用吸収による鉱泉酩酊について十分な注意を促すこと。また、掲示にあたっては、例えば「この容器で1回につき3杯まで」等飲用者に分かり易い方法も併せて示すこと。</p>	2-3-(5)																								
<p>強酸強アルカリの温泉を飲用に供する場合にあつては、特に稀釈・容量等を明示すること。</p>	2-3(3)-7																								
衛生管理	<p>飲用に供する湯栓等は公衆衛生が確保できるように限定し、その場所を明確に表示すること。</p>	2-3-(4)																							
	<p>飲用に供する温泉源は、湧出する温泉に表流水や浅層地下水及び下水溝の水等が、温泉中に侵入しないように遮断されているか。また、源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。</p>	2-3-(1)-7																							
	<p>中継槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が流入しない構造とし、槽の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。</p>	2-3(1)-4																							
	<p>送（引）湯管路は、常に管内圧をある圧力以上に保ち、地中埋設部分において、浅層地下水、表流水及び下水溝の水等が継手部分から混入しないよう管理すること。</p>	2-3-(1)-4																							
	<p>貯湯槽は、地上式で、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等の混入を防ぐため、完全な水密性を保持できる構造できるように常に管理すること。また、年1回は、槽内を完全に清掃し、内面から入念な点検を行うこと。</p>	2-3-(1)-1																							
	<p>飲泉に用いるコップは、使い捨てにするなど衛生的なものを用いること。</p>	2-3-(1)-4																							
	<p>臭気、味、色度、濁度については、異常でないことを確認すること。</p>	2-3(3)-4																							
微生物学的衛生管理	<p>一般細菌、大腸菌群、全有機炭素（TOC）の検査は「温泉利用基準（飲用利用基準）」に記載の方法により行われていること。</p>	3-2																							
	<p>飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年1回以上、一般細菌及び大腸菌群の検査を行い、下表の基準値に適合していることを確認すること。また、着色が認められる場合等必要に応じて、全有機炭素を検査すること。検査の結果、不良の判定を得たときは、直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般細菌</td> <td>1ml中の検水で形成される集落数が100以下</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>全有機炭素(TOC)</td> <td>5mg/l以下</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	基準値	一般細菌	1ml中の検水で形成される集落数が100以下	大腸菌群	検出されないこと	全有機炭素(TOC)	5mg/l以下	2-3-(2)-7															
	検査項目	基準値																							
	一般細菌	1ml中の検水で形成される集落数が100以下																							
大腸菌群	検出されないこと																								
全有機炭素(TOC)	5mg/l以下																								
<p>一般細菌、大腸菌群等の検査結果を記録し、保健所長等から測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。</p>	2-3-(2)-4																								

※1：温泉利用基準（飲用利用基準）（最終改正：平成19年10月1日付け環自総発第071001002号）

硫黄泉の利用にかかる追加審査表

施設名及び利用用途：

項目	審査内容	該当条文	適否等	
			書類確認	現地確認
浴室室内（露天風呂の場合は利用空間）の空气中の硫化水素濃度等	温泉注入口等の浴室内で最も空气中硫化水素濃度が高い地点で測定されていること。また、濃度以外に日時、泉温、湯量、加水率、pH等の測定条件が確認できること。	ガ-4-(1)-①		
	浴室室内硫化水素濃度は、浴室容積、換気構造、給湯量等により変化するため、男湯、女湯、内湯、露天風呂等で著しく濃度が異なる場合があるので、原則、浴室ごとに測定されていること。	ガ-4-(1)-①		
	浴槽湯面から上方10cmの位置（温泉注入口付近等の硫化水素濃度が最も高い地点）の濃度が20ppmを超えていないこと。	告-2-(1)-イ ガ-6-(2)		
	浴槽湯面から上方70cmの位置（浴槽縁付近かつ温泉注入口の風下付近等の硫化水素濃度が最も高い地点）の濃度が10ppmを超えていないこと。	告-2-(1)-ロ ガ-6-(2)		
	硫化水素濃度測定計画書には、測定頻度、測定場所、記録方法、保管方法等が記載されていること。	ガ-4-(1)-③		
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所長が必要と認めるときは、浴室内の空气中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこととし、測定場所は、浴室内において最も空气中の硫化水素濃度が高くなる地点（温泉注入口付近等）を含むこと。 ・硫化水素濃度の測定結果を記録し、保健所長から硫化水素濃度の測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。 	告-3-(2),(3)		
温泉利用施設の設備構造等	次のいずれかの設備構造等であること。 ① 浴室内に常時開放する（容易に開閉できない）換気孔等（換気孔若しくは換気装置）を有する構造であること。 ② 源泉から浴室までの間にばっ気装置等を有する構造 ③ ①の換気孔等及び②のばっ気装置等を有する構造	告-2-(2)-イ-(イ)～(ハ)		
	換気孔等は、浴室内に2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と同じ高さ（浴室床面付近）に設けられていること。	告-2-(2)-ロ		
	浴室内に、硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置（ばっ気装置と同様の構造を持つ装置等）を設けないこと。	告-2-(2)-ハ		
	浴槽の湯面は、浴室の床面（洗い場）より高いこと。	告-2-(3)-イ		
	浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。	告-2-(3)-ロ		
	浴室に隣接する脱衣室等においても、硫化水素が滞留しないよう、換気に十分配慮されていること。また、積雪等により換気孔等の適切な稼働が妨げられることのないように十分留意されていること。さらに、周囲の地形、積雪等により硫化水素が滞留するおそれがある露天風呂を利用に供する場合は、風速、風向等の気象条件の状況、変化等に十分配慮されていること。	告-3-(1)		
	浴室の利用中は、常に浴槽に温泉が満ちていること。	告-3-(4)		
	源泉における揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けること。特に、総硫黄の含有量が多い温泉を利用し、又は硫化水素濃度が高くなるおそれがある大規模な貯湯槽等を使用する場合は、動力等による拡散装置等を設けること。	告-4		

告：公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（改正）（平成29年9月1日付環境省告示第66号）

ガ：温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン（2017（平成29）年9月）【環境省】

タンクローリー、ポリ容器、温泉スタンド等により温泉を供給する場合の追加審査表

施設名及び利用用途：

番号	審査内容	該当 条文	適否等	
			書類確認	現地確認
1	<p>飲用に利用しないこと。</p> <p>◎温泉の飲用利用については以下のとおり規定※¹されていることから、原則、タンクローリー等により供給される温泉の飲用利用は許可しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。 ・飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。 ・飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものをを用いること。 	<p>※¹</p> <p>2-</p> <p>(2)-</p> <p>②</p> <p>2-</p> <p>(2)-</p> <p>②-</p> <p>ウ、</p> <p>オ、</p> <p>キ</p>		
2	<p>添付する温泉成分分析書の写しを利用施設におけるものに代え、湧出口におけるものとする場合は、湧出口と利用施設の成分に差異がないと認められること。</p>	<p>H8タ</p> <p>1-</p> <p>(2)</p>		
3	<p>供給する温泉に高濃度の硫化水素※²が含まれないこと。 (高濃度の硫化水素※²を含む温泉の供給は、浴槽における利用に際し中毒事故の危険性があることから、許可しないこと。)</p> <p>※²：1回当たりの温泉の供給量中の遊離硫化水素(H₂S)の量(温泉中の遊離硫化水素濃度(mg/l)×温泉の供給量(l))が200mgを超える場合</p>	<p>H8タ</p> <p>2-</p> <p>(1)</p> <p>H9タ</p> <p>2-</p> <p>(1)-</p> <p>⑫</p>		
4	<p>タンクローリー等により、成分が変化しやすい温泉※³又は金属に対して腐食作用を有する温泉※⁴を供給する者は、その温泉の特性を掲示又は伝達するよう努めること。</p> <p>※³：硫黄泉、二酸化炭素泉、放射能泉及び鉄泉 ※⁴：硫黄泉、二酸化炭素泉、強塩泉及び酸性泉</p>	<p>H8タ</p> <p>2-</p> <p>(2)</p> <p>H9タ</p> <p>2-</p> <p>(2)</p> <p>⑭</p>		
5	<p>タンクローリー等による温泉の供給にあたっては、定期的な清掃等衛生管理に努めること。</p>	<p>H8タ</p> <p>2-</p> <p>(3)</p>		
備考				

※¹：温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準（平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局長通知）

H8タ：タンクローリー等に係る温泉法第15条等の運用について（平成8年9月24日環自施第224号環境庁自然保護局長通知）

H9タ：タンクローリー等に係る温泉法第15条等の運用について（平成9年1月27日環境庁自然保護局施設整備課事務連絡）